

第1回 草津市自転車安全利用検討委員会

日時：平成24年11月30日（金）10時～

場所：市立まちづくりセンター301会議室

委員会次第

1 開会

挨拶 草津市長 橋川 渉

委員紹介

2 議題

- ①委員長および副委員長の選出について
- ②自転車安全利用検討委員会の主旨説明並びにスケジュールについて
- ③自転車安全利用等の検討項目について
 - ・自転車利用の現状や安全対策の説明
 - ・他市の安全利用対策や利用促進策の紹介
 - ・他市の安全利用条例の制定状況

3 その他

次回日程等について（平成25年1月下旬）

閉会

「草津市自転車安全利用検討委員会」委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
市民代表(公募)	嶋 田 正 男
市民代表(公募)	山 本 恵 美
草津市自治連合会	小 林 達 男
草津市老人クラブ連合会	吉 岡 芳 子
草津商工会議所	金 澤 郁 夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福 永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石 塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大 西 清
滋賀県自転車防犯協会	田 中 吉 恵
草津市立小中学校校長会	水 野 靖 枝
滋賀県立高等学校	辻 美 也 子
立命館大学	小 川 圭 一
滋賀県立大学	近 藤 隆 二 郎
学校法人立命館 BKC事務局	高 取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前 野 奨
草津市商店街連盟	福 井 清
草津栗東交通安全協会	松 村 幸 子
草津警察署	吉 井 弘 明
滋賀県土木交通部	谷 村 定 義
滋賀県南部土木事務所	林 奈 央

草津市自転車安全利用検討委員会

公募委員

公募委員

滋賀県自転車防犯協会

草津市立小中学校校長会

山本 恵美

嶋田 正男

田中 吉恵

水野 靖枝

随
行

草津市自治連合会

小林 達男

草津市老人クラブ連合会

吉岡 芳子

草津商工会議所

金澤 郁夫

草津栗東地区労働者福祉協議会

福永 正

滋賀県バイロロジーをすすめる会

石塚 隆

滋賀県自転車軽自動車商業協同組合

大西 清

随
行

滋賀県交通政策課

谷村 定義

滋賀県南部土木事務所

林 奈央

滋賀県立高等学校

辻 美也子

立命館大学

小川 圭一

滋賀県立大学

近藤 隆二郎

立命館大学BKC事務局

高取 彰

滋賀県脊髄損傷者協会

前野 奨

草津市商店街連盟

福井 清

草津栗東交通安全協会

松村 幸子

草津警察署交通課

吉井 弘明

傍
聴

記
者

委員長

副委員長

副部長

理事

部長

市長

課長

参事

担当

担当

関係課

○

○

○

○

○

○

○

○

危機管理課長 環境課長 道路課長

草津市自転車安全利用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における自転車の交通ルール・マナーの遵守意識の向上や自転車関連事故の減少および自転車の利用促進を図るにあたり、市民や関係団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市自転車安全利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の求めに応じ、自転車利用の現状把握や課題抽出を行うとともに、自転車の安全利用や利用促進等について検討し、市長に提言を行う。

(組織構成等)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の自転車利用者の代表
- (3) 関係事業者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 関係団体の代表
- (6) 警察関係者の代表
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定により市長に提言があった日までとする。

(委員長等)

第4条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。
- 6 委員長に事故あるときまたは委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を行

う。

7 委員長および副委員長ともに事故あるときまたは不在のときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を行う。

(検討委員会の公開)

第6条 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

草津市自転車安全利用検討委員会について

1. 検討委員会の設置趣旨

自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代の市民が手軽に利用している交通手段であるが、一方で、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、**交通事故総数に占める自転車事故の割合は高い水準で推移**していることから、自転車利用者のマナー向上や道路交通法の遵守が求められている。

また、**自転車利用者が引き起こす死亡事故**が本市でも発生しており、事故の防止のみならず、被害者に対する賠償についても課題がある。

そこで、当検討委員会では、**自転車利用者のルール遵守、モラルやマナーの向上対策**のほか、**地球環境面および健康増進の観点からの利用促進や盗難防止対策**についての総合的な検討を行なう。

具体的には、地域や学校における交通安全教育や、通勤・通学者への指導や啓発などを積極的に進めていくため、**自転車利用者や学校、市などの責務や取り組みを定める条例化**について検討、提言していただく。

2. 検討委員会の検討項目

(1) 自転車利用者等各主体の責務の明確化と適切な役割分担

- ・自転車の安全利用を促進していくため、自転車利用者、市、学校、関係団体、自転車小売業者等が各々の責務を自覚するとともにそれぞれの立場に立った役割を果たす。

(2) 自転車の安全な利用を促進するための総合的かつ計画的な施策・取組

- ・自転車の安全利用の促進と自転車に係る交通事故の防止を図るための施策及び取り組みを、総合的かつ計画的に、関係機関が連携し推進する。

【広報啓発活動、自転車安全教室の開催、ヘルメット着用、運転免許制度、ナンバープレート、自転車の点検・整備の促進、自転車走行環境の整備 etc】

(3) 自転車利用の促進

- ・地球温暖化防止や健康増進の面から自転車利用の促進を図り、人や環境にやさしいまちづくりを進める。

【自転車通勤の推進、サイクルイベントの開催、自転車走行環境の整備 etc】

(4) 自転車盗難防止対策の取組

- ・多発している自転車の盗難に対し、盗難防止対策を図る。

【防犯登録加入の推進、広報啓発活動、駐輪場環境の整備 etc】

(5) 条例化の検討

- ・(1)～(4)について、より実効性のあるものにするための条例化について検討を行う。

3. 検討スケジュール

平成25年8月頃に市長へ提言する予定で検討を進める（全6回程度の会議開催）

※裏面のとおり

検討委員会スケジュール

日程	会議の主な内容（予定）
平成 24 年 11 月 30 日	第 1 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 検討委員会について説明 ・ 意見交換 現状の自転車マナー等について意見交換
平成 25 年 1 月頃	第 2 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 市民アンケート調査の実施結果について説明 ・ 自転車の安全利用について
3 月頃	第 3 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 自転車の利用促進や防犯対策について
5 月頃	第 4 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
7 月頃	第 5 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換およびとりまとめ
8 月頃	第 6 回草津市自転車安全利用検討委員会 ・ 前回の論点を再確認 ・ 市長へ提言



市長へ自転車の安全利用および利用促進に関する提言書を提出

提言後のスケジュール

日程	主な内容（予定）
平成 25 年 9 月頃	提言を踏まえ、条例（素案）を作成
10 月頃	条例（素案）のパブリックコメントの実施
11 月頃	パブリックコメントの結果公表 パブリックコメントに基づき、条例（案）の作成
12 月頃	市議会に条例（案）を提案（審議・議決）
平成 26 年 1 月頃	条例の告示（平成 26 年 4 月 1 日施行）

草津市の自転車利用の現状について

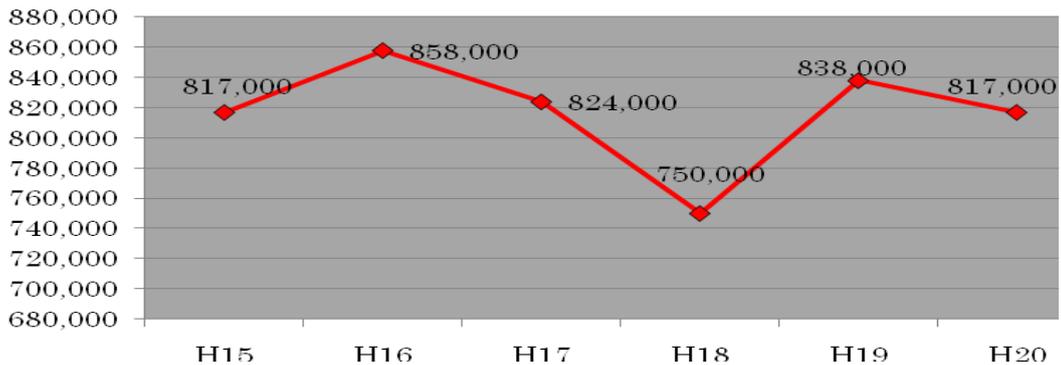
1. 草津市の自転車保有台数および交通機関分担率

(1) 自転車保有台数の推移（滋賀県の自転車保有台数から人口比で推計）

草津市内には約70,000台の自転車があり、身近な乗り物として利用されている。

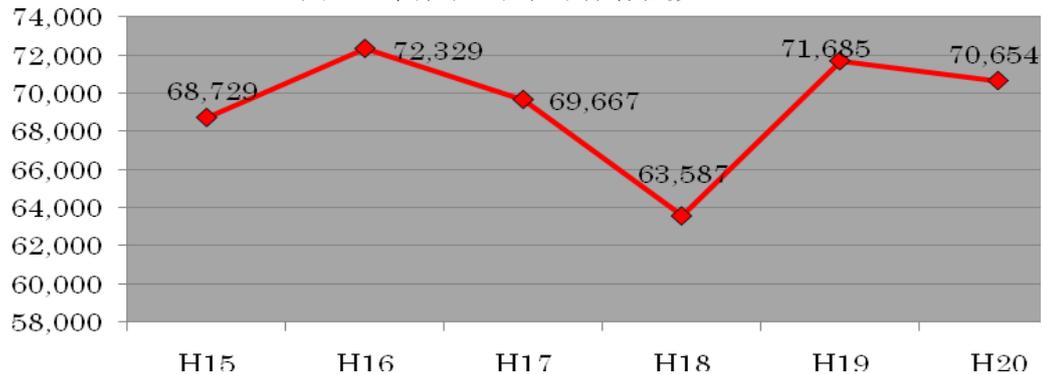
※平成20年度における滋賀県の自転車保有台数は、**全国21位（81.7万台）**であり、保有率は**全国9位（59.3台/百人）**である。

図1：滋賀県の自転車保有台数



※(社)自転車協会資料

図2：草津市の自転車保有台数



※滋賀県の自転車保有台数を基に人口比で推計

(2) 交通機関分担率

交通機関には、鉄道やバス、自動車等があるが、**滋賀県における自転車の交通機関分担率が11.6%**であるのに対し、**草津市の分担率は18.0%**もあることから、自転車を利用している市民が多いと考えられる。

表1：草津市の交通機関分担率（H22）

	鉄道	バス	自動車	自動二輪	自転車	徒歩	その他
分担率	14.9	1.8	47.9	3.1	18.0	14.3	0.1

表2：滋賀県の交通機関分担率（H22）

	鉄道	バス	自動車	自動二輪	自転車	徒歩	その他
分担率	9.6	1.4	54.9	1.8	11.6	14.0	6.8

※平成22年度パーソントリップ調査における代表交通手段構成を活用

2. 草津市の自転車事故等の状況

(1) 交通事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

滋賀県、草津市ともに交通事故発生件数は減少傾向にあるが、草津市における人口1万人当りの発生件数は非常に高い。

表3：交通事故の推移

		平成21年	平成22年	平成23年
草津市	発生件数	1,020	941	839
	人口1万人当り発生件数	86.8	71.9	63.1
	死者数	4	4	7
	負傷者数	1,307	1,154	1,034
滋賀県	発生件数	8,651	8,771	8,112
	人口1万人当り発生件数	62.6	62.2	57.4
	死者数	60	75	78
	負傷者数	11,053	11,196	10,192

(2) 自転車事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

滋賀県、草津市ともに自転車事故発生件数は減少傾向にあるが、草津市における全人身事故件数に占める自転車事故の構成率は非常に高い。

表4：自転車事故の推移

		平成21年	平成22年	平成23年
草津市	発生件数	208	200	157
	全人身事故件数に占める構成率	20.4	21.3	18.7
滋賀県	発生件数	1,573	1,576	1,400
	全人身事故件数に占める構成率	18.2	18.0	17.3

(3) 自転車事故の時間帯別死傷者数（平成23年度：草津警察署管内）

表5：時間帯別死傷者数（自転車事故）

時間帯	0～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	合計
死者数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
傷者数	3	2	1	13	47	27	22	29	41	35	15	9	244
構成率	1.2	0.8	0.4	5.3	19.1	11.0	8.9	12.2	16.7	14.6	6.1	3.7	100.0

(4) 自転車事故の年齢層別死傷者数（平成23年度：草津警察署管内）

表6：年齢層別死傷者数（自転車事故）

年齢層	小学生以下	中学生	高校生	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	合計
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
傷者数	22	22	25	20	29	31	35	15	10	12	8	15	244
構成率	8.9	8.9	10.2	8.1	11.8	12.6	14.2	6.1	4.1	4.9	3.3	6.9	100.0

※草津警察署管内における自転車事故に占める高校生から29歳までの割合
平成21年33.9%、平成22年33.6%、平成23年30.1%

(5) 大学生による死亡事故

○平成23年6月に、立命館大学生が自転車運転中に信号無視をし、横断歩道を渡っていた主婦をはねて死亡させている（平成24年3月に執行猶予付きの有罪判決）。※立命館大学は平成24年4月から保険加入を義務化（びわこ・くさつキャンパスは平成23年9月から義務化）

(6) 草津市における自転車死亡事故（H23）

日時	場所	当事者	道路形状	内容
8月24日(水) 午後6時台	下物町 市道	軽四乗用車（30歳代男性） 自転車（80歳代女性）	交差点	交差点を直進中の乗用車と、左方歩道から横断してきた自転車が出合頭に衝突
10月6日(木) 午後3時台	北山田町 市道	普通貨物車（30歳代男性） 自転車（70歳代男性）	交差点	交差点を直進中の貨物車と、左方から横断してきた自転車が出合頭に衝突

3. 自転車盗難の状況

(1) 自転車盗難件数（届け済件数）※草津警察署管内

平成23年 824件（前年比+42件）

4. 放置自転車の状況

(1) 放置禁止区域における放置自転車（平成23年度）

本市では、景観を損ねるばかりではなく、歩行者の通行の妨げや交通事故の原因、緊急時の防災活動の支障となる放置自転車等の撤去等を行っている。

草津駅周辺に比べ、南草津駅周辺の撤去台数は多い。しかし、撤去台数は年々減少傾向にある。

表7：放置自転車数（放置禁止区域）

	自転車	前年比	原動機付自転車	合計	前年比
草津駅	448	-10	6	454	-27
南草津駅	1,413	-250	117	1,530	-313
合計	1,861	-260	123	1,984	-340

草津市の自転車安全対策について

1. 交通安全運動

(1) 交通安全教室の開催

本市では交通指導員（わかばチーム）による交通安全教室を開催しており、**平成23年度は、40回実施、延べ4,918人の参加**がある。

表8：交通安全教室開催数および参加者数

	開催回数	内、自転車教室	参加人数	内容
保育所	10回	0回	919人	歩行
幼稚園	5回	0回	464人	歩行
小学校	17回	5回	2,506人	歩行、リーダー、自転車
中学校	0回	0回	0人	
高齢者	4回	0回	440人	歩行
その他	4回	0回	589人	歩行
合計	40回	5回	4,918人	

(2) 広報啓発活動

四季の**交通安全運動期間を中心に交通安全の啓発**に努めるとともに、**広報くさつなどの広報媒体を活用した広報活動を実施**している。また、次の補助金による交通安全活動を各学（地）区で行われている。

○学（地）区交通安全会活動補助金

学（地）区単位で組織して行われている交通安全活動に対する補助金であり、交通安全啓発活動や交通安全施設点検および清掃活動（カーブミラーなど）が主な事業である。

○交通安全パトロール隊活動補助金

交通安全の推進を図るために、広報パトロール活動等を行う自主的に組織された団体であり、市内には、山田パトロール隊がある。

○カンガルークラブ活動事業補助金

幼児または児童の安全を願い、交通ルールを身に付けさせるために、交通安全教室事業等を実施する、母子によって組織された団体であり、市内には、青地第1カンガルークラブがある。

2. 道路整備

(1) 自転車道の整備

道路管理者による自転車と歩行者の分離や、自転車歩行者の通行明示区分の表示を行っている。

表9：道路整備

市道	自転車・歩行者分離	約850m	南草津駅中央線（150m）、桜ヶ丘西線（700m）
	通行明示区分表示	約1,430m	大路渋川北線（250m）、野路若草線（1,180m）
県道	自転車・歩行者分離	約460m	大津草津線（460m）
	通行明示区分表示	約860m	大津草津線（370m）、平野草津線（150m）、大津能登川長浜線（340m）

草津市の自転車利用促進策、防犯対策について

1. 利用促進

(1) “草津市地球冷やしたい” プロジェクト

本市では、市民や事業者、行政等の役割を明らかにし、それぞれが自主的にまた協働して取り組むことを目的に、「愛する地球のために約束する草津市条例」(H20.4.1施行)を制定し、「草津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定している。その中の重点アクションの1つに、ノーマイカー通勤運動がある。

<p>〇アクション6 ノーマイカー通勤運動</p> <p>ねらい 市内の事業所に協力を求め、従業員のマイカー通勤から公共交通機関や自転車などへの利用転換を図ります。ノーマイカー通勤促進のため事業所の動向を踏まえ、公共交通対策もあわせて検討します。</p> <p>目 標 ノーマイカー通勤転換率 20%</p>	<p>対象：事業者</p>
---	---------------

①電動アシスト貸出（第8期で終了）

片道2km以上を自動車またはバイクで通勤している従業員が、通勤を主目的として使用する場合、最大5台までの電動アシスト自転車を3ヶ月間貸し出している。

実績：貸出先	22事業所（第8期まで）
削減走行距離	85,006km（第7期まで）
CO2排出抑制量	11,894.1kg-CO2（第7期まで）
CO2抑制量の杉の木換算	849本（第7期まで）

(2) 市営駐輪場

草津駅前および南草津駅前に自転車駐輪場を整備し、都市景観の維持や市民の利便性向上を図っている。

表10：市営駐輪場

駐輪場	収容可能台数 (自転車)	一時使用料	備考
草津駅西口自転車駐車場	972台	120円	
草津駅西口第2自転車駐車場	660台	120円	
草津駅東自転車駐車場	439台	200円	
南草津駅自転車自動車駐車場	3,126台	120円	ICタグによる自動ゲート

2. 防犯対策

(1) 自転車盗件数の推移

草津市で発生している犯罪のほぼ半数が自転車盗であり、防止のための啓発活動を実施しているが、年々増加している。そのため、草津警察署と発生場所等の情報提供について合意書を交わした。

表11：草津市内における自転車盗の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年（上半期）
件数	575	631	652	603

(参考) 草津市内の犯罪別ワーストランキング（平成24年上半期）

1位	自転車盗 603件(前年同月比+128)	4位	器物破損 157件(+36)
2位	万引き 173件(+15)	5位	オートバイ盗 89件(-14)
3位	車上ねらい 161件(+64)	6位	置引き 74件(+1)

他市の事例

1. 自転車関連報道や各市ホームページ等から参照

- 草津市 ・ 犯罪発生率を抑制するため**自転車盗と万引の多発場所を公表**
※市と草津署が合意書を締結
- 彦根市 ・ NPO五環生活と**レンタサイクル**を実施
- 守山市 ・ **路線バス停に自転車駐輪場整備**を検討
- 滋賀県 ・ 自転車利用促進の**プラスサイクル推進協議会**を発足
- 立命館大学 ・ H24.4 から自転車通学の全学生を対象に**損害保険の加入を義務化**
- 東京都 ・ 運転マナー向上のため「**ナンバープレート装着義務化**」を検討
・ 放置自転車減少のため「**デポジット（預け金）制度**」を検討
※「東京都自転車対策懇談会」を H24.6 から開催され、9月に都へ提言
- 東京都荒川区 ・ **自転車免許制度**を実施（足立区、町田市、栃木市、北九州市等でも実施）
- 三鷹市 ・ **T S マーク助成制度**（自転車安全講習会参加者へ助成）
※武蔵野市、神奈川県大和市等でも実施）
- 武蔵野市 ・ 自転車安全認定証を発行し、**駐輪場の優先登録やT S マーク助成**を実施
- 松山市 ・ 通学時の事故減少を目的に「**アラームカード**」3枚で学校に連絡
※市教育委員会と警察署が協定を締結
- 浦安市 ・ 児童、幼児の**自転車用ヘルメット購入費用一部助成**
- 警視庁 ・ ヘルメット着用を促すため**警察官のヘルメット着用を試験的に開始**
- 警察庁 ・ 自転車交通ルール徹底の方策を検討する**有識者懇談会を設置**（H24.10）
※道交法改正の検討や公共駐輪場の優先使用権ルール等を議題

2. 自転車安全利用条例

- 各自治体 ・ 自転車の安全利用について**条例化**
※裏面のとおり

2. 自転車安全利用条例

他市では、自転車の安全利用推進の取り組みを実効性のあるものにするため、**自転車利用者や小売業者、学校、市などの責務**を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた**条例を制定**し、市民の交通安全の確保を図っている。

○条例制定状況

自治体名	名称	施行日
熊本県熊本市	熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例	S61.4.1
東京都板橋区	東京都板橋区自転車安全利用条例	H15.4.1
東京都三鷹市	三鷹市自転車の安全利用に関する条例	H16.4.1
茨城県取手市	取手市自転車安全利用条例	H19.4.1
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	H19.10.16
岩手県盛岡市	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例	H20.4.1
千葉県浦安市	浦安市自転車の安全利用に関する条例	H21.10.1
東京都府中市	府中市自転車の安全利用に関する条例	H22.4.1
京都府京都市	京都市自転車安心安全条例	H22.12.17
千葉県市川市	市川市自転車の安全利用に関する条例	H23.4.1
埼玉県さいたま市	さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例	H23.4.1
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24.4.1
神奈川県鎌倉市	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例	H24.4.1
大阪府摂津市	摂津市自転車安全利用倫理条例	H24.4.1

○他自治体の主な規定（関係者の責務関係）

①自転車利用者の責務（役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法その他法令を遵守し、安全利用に努める ・自転車の定期的な点検整備や損害保険等への加入 ・交通安全事業への積極的な参加
②市民の責務（役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用について理解を深める ・地域や職場における自転車の安全利用に関する取り組みを行う
③事業者の責務（役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用や点検整備の啓発、損害保険等の情報提供や加入勧奨 ・交通安全事業への協力
④行政の責務（役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全な利用に関する総合的かつ計画的な施策策定、実施 ・自転車の安全な利用に関する市民、事業者等の意識啓発、支援 ・自転車の点検整備や損害保険等への加入促進
⑤学校の責務（役割）
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用教育の実施 ・自転車通学者に対する安全利用の指導 ・定期点検や損害保険等への加入促進

他市の条例制定状況

	熊本県熊本市	東京都板橋区	東京都三鷹市	茨城県取手市	京都府	岩手県盛岡市	千葉県浦安市
条例名	自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例	自転車安全利用条例	自転車の安全利用に関する条例	自転車安全利用条例	自転車の安全な利用の促進に関する条例	自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例	自転車の安全利用に関する条例
施行日	S61.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H19.4.1	H19.10.16	H20.4.1	H21.10.1
目的や定義	○	○	○	○	○	○	○
自転車利用者の責務	○	○	○	○	○	○	○
市民(県民)の責務	○	×	×	×	○	×	×
自転車小売業者の責務	○	○	○	○	○	○	○
関係団体の責務	×	○	○	○	○	×	○
学校の責務	×	×	×	×	×	○	○
市(県)の責務	○	○	○	○	○	○	○
交通安全教室の開催	×	×	○	○	○	×	○
免許制度	×	×	○	×	×	×	修了証の交付
利用環境の向上	×	×	×	×	○	×	○
団体等への支援	×	×	×	×	×	×	○
商店街での取り組み	×	×	×	×	×	×	×
乗車用ヘルメットの着用	×	×	×	×	○	×	○
自転車安全利用五則	×	×	×	×	×	×	×
遵守事項	×	×	×	×	×	×	×
罰則	×	指導・警告	指導・勧告	指導・助言	×	×	指導・警告
地球温暖化防止	×	×	×	×	×	×	×
健康増進	×	×	×	×	×	×	×
レンタサイクル	×	×	×	×	×	×	×
駐輪場の整備	×	×	×	×	×	○	×
表彰制度	×	○	×	○	×	×	○
推進会議(委員会)	×	○	×	○	×	×	○
広報・啓発	×	×	×	×	○	×	○
財政上の措置	×	×	×	×	○	×	×
放置自転車	○	×	×	×	×	○	×
委任事項	○	○	○	○	○	○	×
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車対策等協議会の設置 ・鉄道事業者駐輪場設置の努力規定 ・大型店舗や遊技場等に駐輪場設置の努力規定 ・駐車対策が主な内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用指導員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全運転証の交付(交付を受けた者に対する支援有り) ・ボランティアとの協働規定有り 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用指導員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者の責務で携帯電話の使用禁止や一時停止など詳細に規定 ・自転車安全利用促進計画の策定規定有り ・交通安全教育の項目で学校や事業者の責務を規定 ・自転車安全利用推進員の設置 ・自転車小売業者の安全利用説明員届出制度(届出が無ければ勧告・公表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者の責務で保護者の責務を規定 ・鉄道やバス事業者は駐輪場用地を提供 ・スーパーや銀行などは駐輪場の整備 ・事業主の責務有り(従業員への啓発) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者の責務で携帯電話の使用禁止や夜間の点灯など詳細に規定 ・修了証を受けた者に対する優遇措置有り ・自転車安全利用指導員の設置

他市の条例制定状況

	東京都府中市	京都府京都市	千葉県市川市	埼玉県さいたま市	埼玉県	神奈川県鎌倉市	大阪府摂津市
条例名	自転車の安全利用に関する条例	自転車安心安全条例	自転車の安全利用に関する条例	自転車の安全な利用を促進する条例	自転車の安全な利用の促進に関する条例	自転車の安全利用を促進する条例	自転車安全利用倫理条例
施行日	H22.4.1	H22.12.17	H23.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H24.4.1	H24.4.1
目的や定義	○	○	○	○	○	○	○
自転車利用者の責務	○	○	○	○	○	○	○
市民(県民)の責務	○	○	×	○	○	○	○
自転車小売業者の責務	○	○	○	○	○	○	○
関係団体の責務	○	○	○	○	○	○	○
学校の責務	×	×	○	○	○	×	○
市(県)の責務	○	○	○	○	○	○	○
交通安全教室の開催	○	○	○	○	○	○	○
免許制度	×	×	×	×(取組は有り)	×	×	×
利用環境の向上	○	○	×	○	○	×	×
団体等への支援	×	×	○	×	×	×	○
商店街での取り組み	×	○	×	×	×	×	×
乗車用ヘルメットの着用	×	×	○	○	○	×	×
自転車安全利用五則	×	×	×	×	×	×	×
遵守事項	×	×	○	×	×	×	×
罰則	指導・勧告	×	指導	×	×	×	指導・警告
地球温暖化防止	×	×	×	×	×	×	×
健康増進	×	×	×	×	×	×	×
レンタサイクル	×	×	×	×	×	×	×
駐輪場の整備	×	×	×	×	×	×	×
表彰制度	×	×	×	×	×	×	×
推進会議(委員会)	×	×	×	×	×	×	×
広報・啓発	○	×	○	×	○	×	○
財政上の措置	○	○	×	○	○	○	×
放置自転車	×	×	×	×	×	×	×
委任事項	○	○	×	○	○	○	○
その他		・交通安全教育の項目で学校や保護者の責務を規定	・保護責任者の責務規定がある ・遵守事項で詳細に規定	・議員提案 ・自転車利用者の責務で左側通行や携帯電話の使用禁止など詳細に規定	・高齢者の家族に対するヘルメット着用助言を努力規定 ・県は、自動車免許保持者に対する自転車交通安全教室を実施 ・自転車安全使用指導員の設置 ・自転車安全利用の日の設置(毎月10日)	・自転車利用者の責務で携帯電話の使用禁止や夜間の点灯など詳細に規定 ・鉄道事業者やバス事業者、商業施設等の責務を規定 ・自転車安全総合推進計画の策定	・自転車利用者の責務で携帯電話の使用禁止や夜間の点灯など詳細に規定 ・警察署へ危険運転者の検挙を行うよう要請できることを規定